

規制改革会議 生活・環境TF御質問事項に対する回答について

平成 19 年 11 月 19 日

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

御 質 問 事 項	①廃棄物の処理について 家庭から排出される一般廃棄物である在宅医療廃棄物の取り扱いについて、平成 17 年に「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」が通知されており、[1]注射針など鋭利な物は医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、[2]その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が望ましいとしている。本年度行われたアンケートでは、この方法にしたがって処理している自治体は 31%であるが、自治体が回収していない廃棄物の処理について、処理の実態を把握していない自治体が依然 27%にものぼっている。これに対して、引き続き対応を検討する旨が記されているが、具体的な検討スケジュールや対応案を伺いたい。
回 答	今回の調査により、市町村の在宅医療廃棄物に対する取組が十分ではないこと、在宅医療廃棄物に関する種類や危険性等に関する情報不足が課題であることが判明した。 そのため、環境省としては、平成 17 年通知に基づく市町村等関係者の取組を一層推進するため、今年度、有識者や市町村、医療関係者等の関係者の意見を聞きながら、市町村等が在宅医療廃棄物への取組を進めるに当たって参考となる手引きを作成し、市町村等に周知したいと考えているところ。

御 質 問 事 項	②事前選別・排出の許可について 現在、中間処理業者は処理後の廃棄物の選別は認められているが、処理前における選別は認められていないと理解している。再生利用の促進という観点からは、物理的・化学的処理前での分別や選別を行う方がより選別率が高く、効率的な再生処理が行うことができるとの指摘もある。このような選別を行い、その後性状ごとにまとめて最適な処理場へ委託することが可能となれば、物流の効率化、再生利用の向上が実現できる。 (ア)再生利用処理促進の観点から、処理前の事前選別は有効であり、許可項目として認めるべきと考えるが貴省の見解を伺いたい。 (イ)上記事前選別を実現する方法としては、中間処理業者に処理前の事前選別という項目を認めること、さらには物流の効率化、処理の合理化を進めるために収集・運搬業の保管積替え施設における選別・排出責任を認めることが考えられるが、それぞれの実現について貴省のご意見を伺いたい。 (ウ)また、現状処理前における選別が可能である場合、①有価物について、選別した者が当該有価物を自由に売却できるかどうか、②無価物について、選別した者が排出者となって中間処理業者を選択して処理を委託すること、それぞれについて貴省の見解を伺いたい。
回 答	中間処理前における選別については、現行の廃棄物処理法の運用の下においても、収集運搬業の許可を有することを前提として認めることが可能である。 具体的には、あらかじめ排出事業者及び収集運搬業者間の契約（以下、「契約」という。）において、廃棄物の種類毎にその処理に最適な中間処理場を定めておき、これを踏まえて廃棄物を選別した上で、その種類毎に指定された中間処理場に運搬するのであれば、排出事業者責任に基づく適正な処理が担保されるものとして認められるものである。 また、契約において、選別の結果收拾された有価物についての取扱いを定め、かつ、産業廃棄物管理票に有価物收拾量を記載するのであれば、収集運搬業者が抜き取り、利用することは可能である。

御 質 問 事 項	③再委託禁止事項の緩和 静脈物流は再委託が原則禁止されており、動脈物流に見られるような物流の合理化が困難な現状がある。加えて、大量の廃棄物が出た場合、排出者は複数の廃棄物処理業者（収集運搬業者）と個別に契約を結んだ上に運搬する廃棄物の量などの差配もせねばならず、排出者の負担が大きい制度設計となっている。 不適正処理を防止しながら物流の効率化を図るため、一定の要件を満たす処理業者同士での再委託（下請け）を部分的に認めるなどといった対応が必要と考えるが、貴省の見解を伺いたい。 不適正処理を防止するため、①再委託の回数を1回などに限定する、②搬送車台数や管理体制等を考慮して再委託受注量の上限を設定して認める（例、処理能力の110%まで受託可能とし、能力超過分を再委託する）、③不法投棄処理費用に充当する保証金や、債務保証を取り付けることにより認める、などの対応策を講じることが考えられる。
回 答	現行法上、収集運搬過程における不法投棄等不適正処理が頻発している状況を踏まえ、排出事業者責任を徹底するため、原則として産業廃棄物の再委託は禁止されているところ。 ただし、あらかじめ委託者から書面による承諾を受けている等の一定の要件を満たす場合は、例外として認められており、この範囲内であれば、御提案の内容も認められうるものと考えている。

御 質 問 事 項	④区間委託 廃棄物の収集・運搬に際しては、積替え保管施設を介した区間委託が認められている。しかしながら、自治体によっては積替え保管施設の搬入・搬出を同じ業者に限るという要綱を設けており、事実上区間委託が不可能となっている。また、このような一部自治体の事例のために、処理業者によっては区間委託を全国的に行わないようにするなど、事実上法で定めた許可事項が形骸化している現状もある。区間委託が可能である旨を周知すべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。
回 答	区間委託とは、収集運搬区間を区切った上で、排出事業者から各区間を担当する収集運搬事業者に対し委託する行為であるところ、現行法上は、当該行為は通常の委託と同様であり、特に区間委託を禁止するものではない。 なお、自治体によっては、産業廃棄物の区間委託について独自の取扱いを運用しているところもあると聞いているが、収集運搬過程における積替保管時の不法投棄等不適正処理が頻発している地域の状況を踏まえ、適正に運用しているのであれば、特段問題はないものと考えており、現時点で特に周知する必要はないと考えている。

御 質 問 事 項	⑤－１、２ 広域認定制度・再生利用認定制度について 広域認定制度では、現状自社製品のための回収が原則であり、一部他社製品が混合するのは良いが、全て他社製品の場合は認められていない。適正処理という観点からは、パソコンなどの情報機器のようなものは相当程度、部品の共有化が進んでおり、必ずしも自社製品でなくとも再利用するのに差支えないと考えられる。効率的な再生利用促進の観点からは積極的な取組みは認めても良いと考えるが貴省の見解を伺いたい。 関連して、製造業においては、相手先ブランド名による製品製造(OEM)が頻繁に行われているが、広域認定制度を活用して実際の製造業者がOEM製品の回収・処理を行うことは可能と考えて差し支えないか、貴省の見解を伺いたい。
回 答	広域認定制度は、製造等の部門の事業者の参入などにより広域的にリサイクル等の処理をしようとする事例が増えたことを踏まえ、拡大生産者責任の考え方に立って、リサイクルや適正処理の推進、最終処分量の抑制などを進めていく観点から、創設されたものである。このため、認定の対象者は、製品の製造、加工、販売を行う者に限定されている。全て他社製品を回収して処理することは、製品を熟知する製造事業者自身による処理にならず、また、自社製品への設計に反映させることはできず、単に適正処理が確実だからということをもって、広域認定制度において事業者が全量他社製品であっても回収できることとすれば、通常の許可制度の抜け道となり、ひいては、不適正な処理を助長させることになりかねない。よって、他社製品の回収を認めることには応じられない。 ただし、関係製造事業者等が共同して広域認定制度の認定申請を行い、共同申請した他社の製品を回収することは現行制度上可能である。 なお、OEM製品の回収及び処理を行うことは、拡大生産者責任に反するものではなく、原則として可能である。製造を廃止した自社製品の回収及び処理についても、新製品の設計に反映させることが可能であり、拡大生産者責任に反するものでないことから可能である。

御 質 問 事 項	⑤－３ 広域認定制度・再生利用認定制度について 再生利用認定制度では、特例の適応は申請者本人に限られており、また、申請を共同で行うこともできないため、グループ企業全体で取り組むことはできず、企業形態の実態に即していないとの指摘がある。再生利用認定制度はＪＶによる申請もできるので、責任の所在を明らかに出来る場合には、共同申請を認めるべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。
回 答	再生利用認定制度は、再生利用を大規模・安定的に推進するための施策が強く求められる一方、処理施設の設置を巡る住民紛争が激化し、再生利用施設の設置が非常に困難となっていた状況にかんがみ、生活環境の保全を十分に確保しつつ再生利用を大規模・安定的に行う施設の立地を図り、廃棄物の減量化を推進するため、一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、当該再生利用を行う者について、処分業（そのために付随して行う収集運搬業も含む）及び当該施設設置の許可を不要とする制度である。 このような趣旨を踏まえ、本再生利用認定制度は、再生利用を行う者を認定の対象としており、この場合、再生利用を行う者が共同で申請することも認められる（ただし、収集運搬のみを行う者は、その趣旨から共同申請であっても、認定の対象とならない（※））。 ※ 再生利用認定制度は、再生利用施設の設置が困難な状況を解消するために廃棄物処理施設の設置に係る許可制度の特例として創設されたものであり、このような状況は収集運搬業には当てはまらない。 また、収集運搬する行為は、再生利用を行う者から委託される場合であっても、通常の収集運搬行為と何ら変わるところはないところ、これを安易に業許可不要とすることは、不適正処理を防止している許可制度の根幹を揺るがす抜け道となりかねない。 れ、認定を受ける者についても厳格な基準が定められているところであり、認められない。

御 質 問 事 項	⑥処理業の許認可手続きの広域化・効率化 1. 廃棄物処理法（および関連法）上の許可情報の地方公共団体間の共有・許可手続きの電子化等について、平成 19 年のあじさい要望の貴省回答の中で、『平成 18 年度から事業者や地方公共団体の意見を踏まえつつ、申請の電子化や申請情報の共有化等を検討中』とあるが、現在の検討状況と、今後の実施スケジュールについてについてご教示願いたい。 2. 業の許可申請などで添付資料として求められている役員の住民票については、住基ネットの番号で代用可能と考えるが、貴省の見解を伺いたい。 3. 産業廃棄物処理業者は、多くの自治体にまたがって処理業の許可申請・更新手続きを行っている現状があるため許可を受ける自治体毎に更新時期がまちまちであり、事務手続きを一時期にまとめてできないとの意見がある。この状況を鑑み、許認可更新の時期を許認可期限の範囲内で申請者が任意に選べるように措置すべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。
回 答	申請の電子化や申請情報の共有化等については、現在、事業者及び地方公共団体への調査を行い、検討を開始しているところであり、住基ネットの利用についても、廃棄物処理法に基づく手続の電子化と併せてその可否を検討してまいりたい。 また、許認可更新については、現状においても、常識的な範囲での事前申請は許容しているものと認識しており、御指摘のような措置を講じる必要はないものとする。

御質問事項	⑦再生利用処理施設の定義の見直しについて 現在、廃棄物処理施設の設置については、都市計画審議会における審議が必要とされている。そうした廃棄物処理施設の中でも再生処理施設については、原料や燃料として廃棄物を利用している点以外においては一般の工場と同様の施設である場合が多いにも拘らず、廃棄物処理施設と区分されているがために、都市計画審議会の議を経ることとされている。 そうした施設設置の手続きにおいて、実質には違いがない再生処理施設と一般の工場でかけられている手続き規制に違いがありすぎるとの意見があり、再生利用を行う施設についても廃棄物処理施設と定義されている現状を見直すべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。
回答	建築基準法における建築物の設置に係る手続については、建築基準法に基づき国土交通省が所管しているものであり、御質問のような再生処理施設を都市計画審議会に諮るべきか否かといったことも含め、建築基準法における建築物の設置に係る手続について当省はお答えし得る立場にない。